

## 給水工事に関する内規

1. 一般財団法人大泉名水会（以下「当法人」）及び同会員の給水工事を行う業者資格は原則として東京都水道工事店の資格を有する工事店とする。
2. 当法人及び当法人会員より工事依頼を受けようとする工事店は本内規了解の上、要求に応じ見積書を提出しなければならない。
3. 工事に使用する資材はすべて日本工業規格による検定合格品とし、使用管口径等については当法人の規定に従うこと。
4. 工事施工の際は必ず当法人水道技術管理者の立合を必要とする。
5. 工事を完了したときは、しゅん工図を提出し所定の検査を受けなければならない（図面は平面図と立面図とを作成し原図及び複写図を二葉提出する。尚この図面にその余白に本管よりの引用場所、申込者氏名、指定工事店住所氏名及び使用材料一品名、口径、数量その他一を記入する）「平面図は縮尺 100 分の 1 とする」。
6. 工事店は、給水工事完了後 1 ヶ年以内の故障は保障責任を負うこと。
7. 工事店は、当法人施設の緊急工事は如何なる状況下に於いても優先施工実施のこと。
8. 当法人と工事店との間に工事施工契約が成立したときは工事の程度に応じ契約書ととりかわすものとする。
9. 工事店は、原則として設計変更は行わないが止むを得ない事情が生じた場合は水道技術管理者に連絡すること。
10. しゅん工検査終了後は埋戻し工事を施し原形に復すること。
11. 工事のため当法人の諸施設に損害を与えた場合、又は契約違反の場合工事店はその損害の全額補填の責を負うこと。
12. 工事に関する代金の支払は契約時に定める。
13. 本内規以外の問題はその都度定める。
14. 当法人会員より工事の依頼を受けた工事店は施工に先だち当法人会員に工事申請書提出、承認の有無を確かめ、設計図、施工計画書及び既設配管図等を当法人に提出し、その承認を得なければならない。
15. この内規中第 1～7 項は当法人及び当法人会員共通の第 8～13 項は当法人の、第 14 項は当法人会員の工事に関し適用するものとする。
16. この内規は、令和 4 年 10 月 1 日から制定施行する。

附 則